特別養護老人ホーム　ひぎり園　(予防)短期入所生活介護料金一覧表

1.介護報酬に係る費用(利用者負担分)

項目	要介護状態区分	1割負担		2割負担		3割負担	
		1日	30日	1日	30日	1日	30日
基本額	要支援1	576円	17,280円	1,152円	34,560円	1,727円	51,810円
	要支援2	714円	21,420円	1,428円	42,840円	2,142円	64,260円
	要介護1	766円	22,980円	1,532円	45,960円	2,298円	68,940円
	要介護2	840円	25,200円	1,680円	50,400円	2,520円	75,600円
	要介護3	922円	27,660円	1,843円	55,290円	2,765円	82,950円
	要介護4	999円	29,970円	1,998円	59,940円	2,997円	89,910円
	要介護5	1,074円	32,220円	2,148円	64,440円	3,222円	96,660円

項目	加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
加算	サービス提供体制強化加算 Ⅰ	24円/日	48円/日	72円/日	介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上
	サービス提供体制強化加算 Ⅱ	20円/日	40円/日	59円/日	介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上
	サービス提供体制強化加算 Ⅲ	7円/日	14円/日	20円/日	介護職員総数のうち介護職員が50%以上
	看護体制加算Ⅰ	5円/日	9円/日	13円/日	常勤の正看護師を1名以上配置している(予防除く)
	看護体制加算Ⅱ	9円/日	18円/日	27円/日	利用者25名に対して1名以上看護職員を配置(予防除く)
	看護体制加算Ⅲ	13円/日	26円/日	39円/日	看護体制加算Ⅰの算定要件を満たし、利用者総数のうち要介護3以上が70%以上
	看護体制加算Ⅳ	25円/日	50円/日	75円/日	看護体制加算Ⅱの算定要件を満たし、利用者総数のうち要介護3以上が70%以上
	夜勤職員配置加算Ⅱ	20円/日	39円/日	59円/日	基準より1名多くの夜勤職員を配置(予防除く)
	夜勤職員配置加算Ⅳ	22円/日	44円/日	66円/日	夜勤配置Ⅱの算定要件を満たし、1名以上の喀痰吸引研修修了者を勤務
	緊急短期入所受入加算	98円/日	196円/日	294円/日	居宅サービス計画上位置付けられていない緊急利用の場合(利用開始から7日のみ)
	若年性認知症受入加算	131円/日	261円/日	392円/日	若年性認知症の入居者を受け入れている場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円/日	436円/日	653円/日	著しい認知症の行動心理症状から医師が利用を判断した場合(利用開始当日・翌日のみ)
	看取り連携体制加算	61円/日	122円/月	183円/月	所定の手続きを経て利用者が亡くなられた場合(死亡日～30日前まで)
	口腔連携強化加算	55円/月	109円/日	164円/日	口腔の評価をもとに歯科医師等と連携を図った場合(月1回のみ)
	認知症専門ケア加算Ⅰ	4円/日	7円/日	10円/日	認知症ケアに関する専門研修を修了した者が、介護サービスを実施した場合
	認知症専門ケア加算Ⅱ	5円/日	9円/日	13円/日	
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	109円/月	218円/月	327円/月	施設の生産性向上に資する取り組みを行っている場合
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	22円/月	33円/月	
	療養食加算	25円/日	50円/日	75円/日	医師の処方箋に基づき療養食を提供した場合
	送迎加算	201円/回	401円/回	601円/回	送迎を実施した場合
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）合計額に140/1000を乗じた金額			介護職員の処遇改善に関わる取り組み要件を満たしている
		（Ⅱ）合計額に136/1000を乗じた金額			
		（Ⅲ）合計額に113/1001を乗じた金額			
		(Ⅳ)合計額に90/1000を乗じた金額			

※同一施設で連続して30日を超えて利用される場合、31日目から所定単位数より30単位/日を減算し請求します。

計算方法:(単位数×日数×10.88)-(単位数×日数×10.88×0.9or0.8or0.7)＝利用者負担額

注1)ひと月あたりの負担額は、1日あたりの負担額に日数を掛けたものではありません。

注2)未実施のサービスは算定いたしません。

2.居住費及び食費

項目	所得段階	1日	30日
居住費	第1段階	820円	24,600円
	第2段階	820円	24,600円
	第3段階①	1,310円	39,300円
	第3段階②	1,310円	39,300円
	第4段階	2,066円	61,980円

項目	単価		所得段階	1日	30日	朝	朝昼	昼	昼夕	夕	朝夕
食費	朝食	394円	第1段階	300円	9,000円	300円					
	昼食	535円	第2段階	600円	18,000円	394円	600円	535円	600円	535円	600円
	おやつ	126円	第3段階①	1,000円	30,000円	394円	929円	535円	1000円	535円	1000円
	夕食	535円	第3段階②	1,300円	39,000円	394円	929円	535円	1196円	535円	1055円
	1日	1590円	第4段階	1,590円	47,700円	394円	929円	535円	1196円	535円	1055円

3.運営規定に定められたその他の費用

項目	負担金	内容
日常生活品費	110円/日	保清関連用品：浴用タオル・洗顔タオル・おしぼり・ハミングッド
	55円/日	水分補給関連用品：緑茶・ほうじ茶・麦茶、マグカップ、水呑む、給水ボトル、ストローコップ、替えストロー
余暇活動の提供	実費/回	利用者が選定する余暇活動に係る原材料の費用。
特別食の提供	実費/回	利用者が選定する特別な食事の提供に係る費用。
理美容の提供	実費/回	カット、パーマ(カット含む)、カラー(カット別)等。
複写物の交付	実費/枚	サービス提供に関わる閲覧に複写物を必要とする場合。
電気代	55円/日	個人専用の家電製品に限る。(テレビ・冷蔵庫・電気毛布等)
キャンセル料	利用料金の100%	利用日前日の16時までに通知なくサービスを中止した場合。

項目	加算名称	1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
加算	サービス提供体制強化加算 Ⅰ	24円/日	48円/日	72円/日	介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上
	サービス提供体制強化加算 Ⅱ	20円/日	40円/日	59円/日	介護職員総数のうち介護福祉士が60%以上
	サービス提供体制強化加算 Ⅲ	7円/日	14円/日	20円/日	介護職員総数のうち介護職員が50%以上
	看護体制加算Ⅰ	5円/日	9円/日	13円/日	常勤の正看護師を1名以上配置している(予防除く)
	看護体制加算Ⅱ	9円/日	18円/日	27円/日	利用者25名に対して1名以上看護職員を配置(予防除く)
	看護体制加算Ⅲ	13円/日	26円/日	39円/日	看護体制加算Ⅰの算定要件を満たし、利用者総数のうち要介護3以上が70%以上
	看護体制加算Ⅳ	25円/日	50円/日	75円/日	看護体制加算Ⅱの算定要件を満たし、利用者総数のうち要介護3以上が70%以上
	夜勤職員配置加算Ⅱ	20円/日	39円/日	59円/日	基準より1名多くの夜勤職員を配置(予防除く)
	夜勤職員配置加算Ⅳ	22円/日	44円/日	66円/日	夜勤配置Ⅱの算定要件を満たし、1名以上の喀痰吸引研修修了者を勤務
	緊急短期入所受入加算	98円/日	196円/日	294円/日	居宅サービス計画上位置付けられていない緊急利用の場合(利用開始から7日のみ)
	若年性認知症受入加算	131円/日	261円/日	392円/日	若年性認知症の入居者を受け入れている場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	218円/日	436円/日	653円/日	著しい認知症の行動心理症状から医師が利用を判断した場合(利用開始当日・翌日のみ)
	看取り連携体制加算	61円/日	122円/月	183円/月	所定の手続きを経て利用者が亡くなられた場合(死亡日～30日前まで)
	口腔連携強化加算	55円/月	109円/日	164円/日	口腔の評価をもとに歯科医師等と連携を図った場合(月1回のみ)
	認知症専門ケア加算Ⅰ	4円/日	7円/日	10円/日	認知症ケアに関する専門研修を修了した者が、介護サービスを実施した場合
	認知症専門ケア加算Ⅱ	5円/日	9円/日	13円/日	
	生産性向上推進体制加算Ⅰ	109円/月	218円/月	327円/月	施設の生産性向上に資する取り組みを行っている場合
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11円/月	22円/月	33円/月	
	療養食加算	25円/日	50円/日	75円/日	医師の処方箋に基づき療養食を提供した場合
	送迎加算	201円/回	401円/回	601円/回	送迎を実施した場合
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）合計額に140/1000を乗じた金額			介護職員の処遇改善に関わる取り組み要件を満たしている
		（Ⅱ）合計額に136/1000を乗じた金額			
		（Ⅲ）合計額に113/1001を乗じた金額			
		(Ⅳ)合計額に90/1000を乗じた金額			

※同一施設で連続して30日を超えて利用される場合、31日目から所定単位数より30単位/日を減算し請
　します。

計算方法:(単位数×日数×10.88)-(単位数×日数×10.88×0.9or0.8or0.7)＝利用者負担額

注1)ひと月あたりの負担額は、1日あたりの負担額に日数を掛けたものではありません。

注2)未実施のサービスは算定いたしません。